

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程のあらまし

- 1 大阪府人事委員会の勧告を踏まえ、勤勉手当の支給割合及び給料表の改定を行います。
- 2 平成30年4月から平成31年2月までの公民較差相当額を調整するため、平成31年3月の給料月額を減額します。
- 3 平成31年以降の6月及び12月の期末手当の支給割合を均等にします。
- 4 この規程は、公布の日、平成31年3月1日及び同年4月1日から施行します。